

政府に主要農作物種子法廃止に伴う対策を求める意見書提出に関する請願

1 趣 旨

さきの通常国会で、主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が廃止された。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした、世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲、麦、大豆の原種の生産、優良品種指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域に合った優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。

種子法が廃止されたことにより、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子を使えなくなる、また、遺伝子組み換えの種子が持ち込まれ、食の安全・安心が脅かされる等のことが強く懸念される。

農家の経営と、食の安全・安心を守るために、これまでの種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退することがないように予算措置の確保等、万全の対策が求められている。

以上の趣旨により、政府に対し、下記事項について意見書を提出するよう請願する。

記

- (1) 都道府県の取り組みが後退することがないように、予算措置等を行うこと。
- (2) 地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう、対策を講じること。

2 提 出 者

福井県農民連 会長 玉村正夫

3 紹 介 議 員

佐藤正雄

4 受 理 年 月 日

平成29年11月22日